

2 申告書の記載例

【事例1】暦年課税を適用する場合

私は、父から現金100万円、祖父から上場株式5,000株の贈与を受けました。
暦年課税により申告します。

事例1

千葉県 税務署長 平成24年分贈与税の申告書 FD4723

提出用 平成24年3月7日提出

〒XXX-XXXX(電話 XXX-XXX-XXXX)

住所 千葉市美浜区〇〇△J田×番×号

フリガナ 甲田 一郎

氏名 甲田 一郎

生年月日 3/5/4年 07月 27日 職業 会社員

〒XXX-XXXX(電話 XXX-XXX-XXXX)

税務署整理欄 (記入しないでください)

整理番号 名簿

申告書提出年月日 財産 事案

災害等延長期限 細目 処理

出国年月日 コード 訂正

死亡年月日 関与区分 修正

第一表 (平成22年分以降用)

取得した財産の明細

贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	種類	細目	取得区分	数量	単価	財産を取得した年月日	財産の価額
住所 千葉市美浜区〇〇△J田×番×号 フリガナ 甲田 太郎 氏名 甲田 太郎 生年月日 明・大(昭和)17年12月2日	現金	預貯金等				平成24年02月17日	1000000
住所 江川区〇〇町×J田×番×号 フリガナ 甲田 甲一 氏名 甲田 甲一 生年月日 明(昭和)9年7月11日	有価証券上場株等	株式		5,000株	290	平成24年10月04日	1450000

財産の価額の合計額 (課税価格) ① 2450000

配偶者控除額 (右の事実該当する場合は、□のみにレ印を記入します。私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) ②

基礎控除額 ③ 1100000

②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】 ④ 1350000

④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。) ⑤ 135000

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) ⑥

差引税額 (⑤-⑥) ⑦ 135000

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑩の金額の合計額) ⑧

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額) ⑨

課税価格の合計額 (①+⑧) ⑩ 2450000

差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】 ⑪ 135000

農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑫の金額) ⑫

株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」の⑬の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(別表)」の⑭の金額) ⑬

申告期限までに納付すべき税額 (⑩-⑫-⑬) ⑭ 135000

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 (⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑮) ⑮

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑯) ⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 通信日付印

税理士法第33条の2の書面提出有 確認者印

(資5-10-1-1-A4統一)(平24.10)

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

【事例2】相続時精算課税を適用する場合

私は、父から宅地の贈与を受けました。
 平成24年1月1日において、父は65歳以上、私は20歳以上ですので、相続時精算課税を選択して申告します。

春日部 税務署長 平成24年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 3
 平成24年2月22日提出

提出用 税務署受付用

〒XXXX-XXXX (電話 XXX-XXXX-XXXX)
 住所 春日部市〇〇△丁目×番×号
 フリガナ オリザワ ハナコ
 氏名 乙 沢 花子
 生年月日 3 4 9 年 0 8 月 2 8 日 職業 自営業

税務署整理欄 (記入しないでください)
 整理番号 名簿 申告書提出年月日 財産 事案 災害等延長期限 細目 処理 出国年月日 コード 訂正 死亡年月日 興与区分 修正

第一表 (平成22年分以降)

I 暦 年 課 税 分	贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細				財産を取得した年月日 財産の価額
		種類	細目	種別区分・税額率	数量・単価	
	住所 フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日					平成 年 月 日
	住所 フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日					平成 年 月 日
	住所 フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日					平成 年 月 日
	住所 フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日					平成 年 月 日
	財産の価額の合計額 (課税価格)	①				(最高2,000万円)
	配偶者控除額 (右の事実にあたる場合には、 <input type="checkbox"/> 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	②				
	基礎控除額	③				1100000
	②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】	④				000
	④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)	⑤				
	外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	⑥				
	差引税額 (⑤-⑥)	⑦				

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑩の金額の合計額)	⑧	25950000
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額)	⑨	190000
III	課税価格の合計額 (①+⑧)	⑩	25950000
	差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨) 【100円未満切捨て】)	⑪	190000
	農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑫の金額)	⑫	00
	株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(別表)」の2の②の金額)	⑬	00
	申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬)	⑭	190000
	この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額 (納付すべき税額)の増加額 (⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑩)	⑮	00
	申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑪)	⑯	00

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印
 確認者

(資5-10-1-1-A4統一)(平24.10)

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

転記します。

転記します。

- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」(74 ページ参照)の提出が必要となります。

平成24年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書) FD4732

提出用	受贈者の氏名 乙沢花子	
	次の特例の適用を受ける場合には、 <input type="checkbox"/> の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位は円)	
	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細 種類 細目 種別区分・銘柄 数量 単価 所在場所等 固定資産税評価額 倍数
	住所 春日部市00△J目△番△号	取得した年月日 平成24年08月28日
	フリガナ オサザワ タロウ	財産の価額 25950000
	氏名 乙沢太郎	平成 年 月 日
	続柄 父	平成 年 月 日
	生年月日 3 20年01月15日	平成 年 月 日
	財産の価額の合計額(課税価格)	17 25950000
	特別控除額の計算	18 000000
税額の計算	19 25000000	
	20 25000000	
	21 000000	
	22 950000	
	23 190000	
	24 000000	
	25 190000	
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名 控除を受けた年分 受贈者の住所及び氏名(「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)	

「相続時精算課税選択の特例」(63 ページ参照)の適用を受けない場合には記入する必要はありません。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

第二表(平成22年分以降) (第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

事例2

注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。
 ◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※ 税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号
	財産細目コード	確認	

※印欄には記入しないでください。(資5-10-2-1-A4統一)(平24.10)



相続時精算課税選択届出書

(平成 21 年分以降用)

受贈者	住所 又は 居所	〒XXX-XXXX 電話(XXX-XXXX-XXXX)
	フリガナ	春日部市〇〇△丁目×番×号
	氏名 (生年月日)	オツ サワ ハナコ 乙 沢 花子 (大・昭・平 49 年 8 月 28 日)
	特定贈与者との続柄	長 女

私は、下記の特定贈与者から平成 24 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第 21 条の 9 第 1 項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	春日部市〇〇△丁目△番△号
フリガナ	オツ サワ ハナコ
氏名	乙 沢 太郎
生年月日	明・大・昭・平 20 年 1 月 15 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 - ① 受贈者の氏名、生年月日
 - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2) 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3) 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (4) 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	☑	電話番号
-------	---	------

※ 税務署整理欄	届出番号	—	名簿	確認
----------	------	---	----	----

※印欄には記入しないでください。

(資 5-42-A 4 統一) (平 24. 10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

「24」と記入してください。

平成 24 年中に特定贈与者(5 ページの 3 (注) 2 参照)の推定相続人となった場合以外は記入する必要はありません。

平成 24 年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、平成 24 年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください

1	贈与者は昭和 22 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 4 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	は い	いいえ

(注) 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和 22 年 1 月 3 日以後に生まれた人の場合には、「平成 24 年分「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート」(42 ページ又は 44 ページ参照)を使用してください。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税（63 ページの「相続時精算課税選択の特例」を含みます。）の適用を新たに受ける場合（4 ページの（ロ）の（注）2 参照）には、相続時精算課税選択届出書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

次の表の 1 から 4 までの書類は、**贈与を受けた日以後に作成されたもの**を提出してください。

添 付 書 類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本 その他の書類で、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人であること
2	受贈者の戸籍の附票の写し その他の書類で、 受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類 （受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）
3	贈与者の住民票の写し その他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類
4	贈与者の戸籍の附票の写し その他の書類で、 贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類 （贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。） (注) 1 「相続時精算課税選択の特例」(63 ページ参照)の適用を受ける場合には、「贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類」となります。 2 上記 3 の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が 65 歳に達した時以後（「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合を除きます。）又は平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、4 の書類を提出する必要はありません。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署におたずねください。

Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税（地方税）はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税（地方税）はかかります。詳しくは都道府県税事務所におたずねください。

Q & A 相続時精算課税選択届出書の作成

問： 私は父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、父母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答： 父母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作成しなければなりません。

【事例3】贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、夫から居住している家屋とその敷地の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例（注）を適用し申告します。

（注）特例の概要については59ページを参照してください。

平成25年2月14日提出 平成24年分贈与税の申告書 FD4723

提出用 税務署長 税務課長

〒XXXX-XXXX(電話 XXX-XXX-XXXX)

住所 堺市南区00△J目×番×号

フリガナ ハイモト キョウコ

氏名 両本 京子

生年月日 317年02月20日 職業 無職

税務署整理欄（記入しないでください）

整理番号 申告書提出年月日 財産 事実 災害等延長期限 細目 処理 出国年月日 コード 訂正 死亡年月日 関与区分 修正

（単位は円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細			財産を取得した年月日	
	種類	細目	数量	単価	財産の価額
住所 堺市南区00△J目×番×号 フリガナ ハイモト サケウ 氏名 両本 三郎 夫 生年月日 明・大・平17年2月14日	土地	宅地 自用	165.00 m ²	270,000	平成24年05月05日
住所 堺市南区00△J目×番	家屋	家屋(木瓦) 自用家屋	124.21 m ²	745,600	平成24年05月05日
住所 堺市南区00△J目×番					平成 年 月 日

財産の価額の合計額（課税価格）	①	23020600
配偶者控除額（右の事実該当する場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の特例を受けます。 <input type="checkbox"/> の中にレ印を記入します。 贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額 23,020,600 円	②	20000000
基礎控除額	③	11000000
②及び③の控除後の課税価格（①-②-③）【1,000円未満切捨て】	④	1920000
④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。）	⑤	192000
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	⑥	
差引税額（⑤-⑥）	⑦	192000

相続時精算課税分（「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 （第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑩の金額の合計額）	⑧	
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 （第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑪の金額の合計額）	⑨	

課税価格の合計額（①+⑧）	⑩	23020600
差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦+⑨））【100円未満切捨て】	⑪	192000
農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑫の金額）	⑫	
株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の3の⑬の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の2の⑭の金額）	⑬	
申告期限までに納付すべき税額（⑩-⑫-⑬）	⑭	192000
この申告書が修正申告書である場合	⑮	
差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額 （⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑮）	⑮	
申告期限までに納付すべき税額の増加額 （⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑯）	⑯	

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

⑳

税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印
確認者

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入します。

配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額を記入します（左の合計額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。）。

相続時精算課税に係る贈与と財産がない場合には記入する必要はありません。

平成 24 年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、平成 24 年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除（2,000 万円控除）の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	はい	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は 20 年以上ですか。	はい	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	はい	
		いいえ	
4	【3 で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	はい
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	はい	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうち不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	はい	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうち金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を平成 25 年 3 月 15 日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	はい	いいえ
8	6 又は 7 の不動産に現在居住していますか。又は平成 25 年 3 月 15 日までに居住する見込みですか。	はい	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	はい	いいえ

贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限りです。）
2	受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限りです。）
3	控除の対象となった居住用不動産に関する登記事項証明書
4	受贈者の住民票の写し（控除の対象となった居住用不動産を居住の用に供した日以後に作成されたものに限りです。） (注) 上記 2 の戸籍の附票の写しに記載されている受贈者の住所が、贈与税の配偶者控除の特例の対象となった居住用不動産の所在場所である場合には、住民票の写しを提出する必要はありません。

【事例4】住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合

私は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、祖父から現金1,800万円の贈りを受けました。家屋は、省エネ等住宅（60ページ参照）であり、平成24年中に完成し居住を始めています。この贈りを受けた現金について住宅取得等資金の非課税（注）を適用し暦年課税により申告します。
 （注）特例の概要については59ページを、チェックシート及び添付書類については38ページ及び39ページの㊸-1を参照してください。

札幌市 平成24年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 3
 平成25年2月27日提出

提出用 提出用

住所 〒XXXX-XXXX(電話 XXX-XXXX-XXXX)
 札幌市西区〇〇条△丁目×番×号

フリガナ ㊸ヤマ ジロウ
 氏名 甲山 二郎

生年月日 349年06月17日 職業 会社員

税務署整理欄 (記入しないでください)
 整理番号 名簿
 申告書提出年月日 財産 事業
 災害等延長期間 細目 処理
 出国年月日 コード 訂正
 死亡年月日 関与区分 修正

第一表 (平成22年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と一併に提出してください。)

I 暦 年 課 税 分	贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日		取得した財産の明細				財産を取得した年月日
	住所	種類	目録	数量	単価	価額	財産の価額
I 暦 年 課 税 分	住所	現金	現金				平成24年07月27日
	フリガナ	預貯金等	(住宅取得等資金)				
	氏名						
	生年月日						
II 相 続 時 精 算 課 税 分	住所						
	フリガナ						
	氏名						
	生年月日						
III 合 計	財産の価額の合計額 (課税価格)	①	3000000				
	配偶者控除額 (右の事実該当する場合は、..... <input type="checkbox"/> 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)	②					
	基礎控除額	③	1100000				
	②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】	④	1900000				
	④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)	⑤	190000				
	外国税額の控除額 (外国にある財産の贈りを受けた場合、外国の贈り税を課せられたときに記入します。)	⑥					
	差引税額 (⑤-⑥)	⑦	190000				
特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑯の金額の合計額)	⑧						
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑳の金額の合計額)	⑨						
課税価格の合計額 (①+⑧)	⑩	3000000					
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】	⑪	190000					
農地等納税猶予税額 (「農地等の贈り税の納税猶予税額の計算書」の③の金額)	⑫						
株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(別表)」の2の②の金額)	⑬						
申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬)	⑭	190000					
この申告書が修正申告書である場合	差引税額の合計額 (納付すべき税額)の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑪)	⑮					
	申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑫)	⑯					

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有

選任日付印
 確認者

(資5-10-1-1-A4統一) (平24.10)

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

転記します。
 (注)㉔又は、㉕が0の場合には「I暦年課税分」に記入する必要はありません。

提出用

平成24年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

税務受付印

受贈者の氏名 甲山 二郎

第一表の二 (平成24年分用) (第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所 札幌市西区△△条×丁目×番×号 フリガナ コウヤマ タロウ	札幌市西区△△条 ×丁目×番×号	平成24年07月27日	18000000
氏名 甲山 太郎	続柄 祖父	平成□□年□□月□□日	
生年月日 明・大・昭・平 9年5月20日			
住宅取得等資金の合計額	(26)	18000000	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		平成□□年□□月□□日	
フリガナ	続柄		
氏名		平成□□年□□月□□日	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			
住宅取得等資金の合計額	(27)		
非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円) (注2)	(28)	15000000	
贈与者から受ける金額の計算 ②6のうち非課税の適用を受ける金額	(29)	15000000	
②7のうち非課税の適用を受ける金額	(30)		
非課税の適用を受ける金額の合計額 (②9+③0) (②8の金額を限度とします。)	(31)	15000000	
贈与税の課税価格の計算 ②6のうち課税価格に算入される金額 (②6-②9) (②8に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	(32)	3000000	
②7のうち課税価格に算入される金額 (②7-③0) (②8に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	(33)		

②又は③に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、②又は③の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□の中にレ印を記入します。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額は(注2)を参照してください。

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成24年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日 25. 2. 27 提出した税務署 札幌西 税務署

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「1,000万円」となります。

※ 税務署整理欄 整理番号 □□□□□□□□ 名簿 □□□□□□□□ 確認 □□□□□□□□

※印欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)(平24.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

事例4

【事例5】住宅取得等資金の非課税と相続時精算課税選択の特例を適用する場合

私は、自分の住宅用の家屋を新築するために、父から現金4,000万円の贈与を受けました。家屋は、省エネ等住宅（60ページ参照）であり、平成24年中に完成し、居住を始めています。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税（注）を適用するとともに、相続時精算課税を選択します。父は65歳未満であるため、相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。
 （注）特例の概要については59ページ及び63ページを、チェックシート及び添付書類については38ページ及び39ページの㊸-1と42ページ及び43ページの㊸-1を参照してください。

豊橋 税務署長 平成24年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 3

平成25年3月1日提出

提出用

〒XXX-XXX(電話 XXX-XXXX-XXXX)

住所 豊橋市〇〇××丁目×番×号

フリガナ イヅヤ 行ロク

氏名 名古屋 一郎

生年月日 360年09月06日 職業 会社員

税務署整理欄（記入しないでください。）

整理番号 名簿

申告書提出年月日 財産 事案

災害等延長期限 細目 処理

出国年月日 コード 訂正

死亡年月日 関与区分 修正

第一表（平成22年分以降用）

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細		財産を取得した年月日
	種類	数量	財産の価額
住所			平成 年 月 日
フリガナ			
氏名			
生年月日			
住所			平成 年 月 日
フリガナ			
氏名			
生年月日			
住所			平成 年 月 日
フリガナ			
氏名			
生年月日			
財産の価額の合計額（課税価格）	①		
配偶者控除額（右の事実に該当する場合には、……… <input type="checkbox"/> 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。） （贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）	②		
基礎控除額	③		1100000
②及び③の控除後の課税価格（①-②-③）【1,000円未満切捨て】	④		00000
④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。）	⑤		
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	⑥		
差引税額（⑤-⑥）	⑦		
特定贈与者ごとの課税価格の合計額 （第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑩の金額の合計額）	⑧		25000000
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 （第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑪の金額の合計額）	⑨		0
課税価格の合計額（①+⑧）	⑩		25000000
差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦+⑨））【100円未満切捨て】	⑪		0000
農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑤の金額）	⑫		0000
株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の2の②の金額）	⑬		0000
申告期限までに納付すべき税額（⑪-⑫-⑬）	⑭		0000
この申告書が修正申告書である場合	⑮		0000
差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額 （⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑩）	⑯		0000
申告期限までに納付すべき税額の増加額 （⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑪）	⑰		0000

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

☐ 税理士法第30条の書面提出有 通信日付印

☐ 税理士法第33条の2の書面提出有 確認者 印

（資5-10-1-1-A4統一）（平24.10）

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

申告書第二表の⑩（35ページ参照）から転記します。

申告書第二表の⑪（35ページ参照）から転記します。

提出用

平成24年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

税 署 受 付 印

受贈者の氏名 名古屋 一郎

第一表の二 (平成24年分用) (第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください)

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にし印を記入してください。

☑ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住所 豊橋市〇〇△丁目×番×号	豊橋市〇〇 △丁目×番×号	平成 24 年 09 月 06 日
フリガナ イゴヤ ヨシロウ	続柄 父	住宅取得等資金の金額
氏名 名古屋 吉郎		4 0 0 0 0 0 0 0 0 0
生年月日 明・大・昭・平 34 年 10 月 18 日		平成 □ □ 年 □ □ 月 □ □ 日
住宅取得等資金の合計額	⑳	4 0 0 0 0 0 0 0 0 0
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住所		平成 □ □ 年 □ □ 月 □ □ 日
フリガナ	続柄	住宅取得等資金の金額
氏名		平成 □ □ 年 □ □ 月 □ □ 日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		住宅取得等資金の合計額
	㉑	住宅取得等資金の合計額
非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円)(注2)	㉒	1 5 0 0 0 0 0 0 0 0
㉓のうち非課税の適用を受ける金額	㉔	1 5 0 0 0 0 0 0 0 0
㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉖	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉔+㉖) (㉓の金額を限度とします。)	㉗	1 5 0 0 0 0 0 0 0 0
㉓のうち課税価格に算入される金額 (㉓-㉔) (㉓に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	㉘	2 5 0 0 0 0 0 0 0 0
㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕-㉖) (㉕に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	㉙	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

㉘又は㉙に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㉘又は㉙の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成24年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日 25.3.1 提出した税務署 豊橋 税務署

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「1,000万円」となります。

※ 税務署 整理番号 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 名簿 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 確認 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

※印欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)(平24.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。
 ① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額
 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

事例5

申告書第二表の財産の価額(35ページ参照)に転記します。



相続時精算課税選択届出書

(平成 21 年分以降)

平成 25 年 3 月 1 日	住所 又は 居所	〒XXX-XXXX 電話 (XXX - XXXX - XXXX)
豊橋 税務署長	豊橋市 〇〇 XX 丁目 X 番 X 号	
	フリガナ	ナゴヤ 一郎
	氏名 (生年月日)	名古屋 一郎 (大・昭・平 60 年 9 月 6 日)
	特定贈与者との続柄	長男

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

私は、下記の特定贈与者から平成 24 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第 21 条の 9 第 1 項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	豊橋市 〇〇 △ 丁目 X 番 X 号
フリガナ	ナゴヤ 吉郎
氏名	名古屋 吉郎
生年月日	明・大・昭・平 34 年 10 月 18 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の (1) ~ (4) の全ての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 - ① 受贈者の氏名、生年月日
 - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2) 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3) 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (4) 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	☑	電話番号	
-------	---	------	--

※ 税務署整理欄	届出番号	-	名簿		確認
----------	------	---	----	--	----

※印欄には記入しないでください。

(資 5-42-A 4 統一) (平 24. 10)

「24」と記入してください。

平成 24 年中に特定贈与者(5 ページの 3 (注) 2 参照)の推定相続人となった場合以外は記入する必要はありません。

◎ 住宅取得等資金の贈与の特例に係るチェックシート及び添付書類の区分

下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。

なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。

また、「**①住宅取得等資金の非課税**」の概要については 59 ページを、「**②相続時精算課税選択の特例**」の概要については 63 ページを、「**③震災に係る住宅取得等資金の非課税**」の概要については 73 ページを参照してください。

適用を受けようとする特例の種類 住宅用の家屋の取得等の態様	① 住宅取得等資金の非課税 〔非課税限度額〕 1,500 万円又は 1,000 万円	② 相続時精算課税選択の特例	③ 震災に係る住宅取得等資金の非課税 〔東日本大震災の被害を受けた場合の特例〕
新築 〔注文住宅（請負契約）などにより住宅用の家屋を新築した場合〕	①-1 (38 ページへ)	②-1 (42 ページへ)	①-1 + ③-1 (38、46 ページへ)
取得 〔建売住宅や分譲マンションを売買契約などにより住宅用の家屋として購入した場合〕			
増改築等 〔住宅用の家屋に対して増築又は改築などの工事をした場合〕	①-2 (40 ページへ)	②-2 (44 ページへ)	①-2 + ③-2 (40、48 ページへ)

(注) 「**新築**」には、平成 25 年 3 月 15 日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

「**増改築等**」には、平成 25 年 3 月 15 日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

なお、「**取得**」の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合でも、平成 25 年 3 月 15 日までにその引渡しを受けていなければなりません。



平成 24 年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-1 新築又は取得用**

このチェックシートは、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「11」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
 なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成 4 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの、平成 24 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成 21 年分から平成 23 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。 <small>（注）平成 23 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある人は、その非課税限度額（1,000 万円）からその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。</small>	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人から住宅用の家屋の新築又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
6	平成 25 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供する（供している）住宅用の家屋の新築又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価又は工事の費用に充てましたか。 また、平成 25 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 <small>（注）「工事の完了に準ずる状態」とは、屋根を有し、建造物として認められる時以後の状態をいいます。</small>	はい	いいえ
7	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 m ² 以上 240 m ² 以下で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
8	【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの <small>（注）耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。</small> ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして 39 ページの「添付書類一覧A-1」の「No.6・7・8」に掲げる書類により証明されたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 <small>（注）日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 b 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。</small>	はい	いいえ
10	既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 25 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

11	あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋であることにつき、39 ページの「添付書類一覧A-1」の「No.11」に掲げる書類により証明されたものですか。 【非課税限度額は、「はい」を○で囲んだ人は 1,500 万円、「いいえ」を○で囲んだ人は 1,000 万円です。】	【非課税限度額】
		はい ⇒ 1,500 万円 いいえ ⇒ 1,000 万円

平成 年 月 日
 受贈者の住所： _____ 贈与者の氏名： _____

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

平成 24 年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **④-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.」は、38 ページのチェックシート④-1 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日	□
2	② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	
3	○ 源泉徴収票 など平成 24 年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	□
4	平成 21 年分から平成 23 年分までの贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 (注) 添付書類として提出する必要はありません。	□

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	○ 住宅用の家屋に係る工事の請負契約書や売買契約書など新築又は取得 （その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。） をした相手方を明らかにする書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	□
6 7 8	<p>【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</p> <p>○ 登記事項証明書 (注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されている土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。</p> <p>○ 耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し（取得した家屋が、チェックシート④-1の「8」の③のみに該当する場合に必要となります。） (注) その家屋の取得前 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。</p>	□
	<p>【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了に準ずる状態の場合】</p> <p>○ 新築に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し</p> <p>○ 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限り）</p> <p>○ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	

○「受贈者の居住」に関する事項

9 10	<p>【平成 25 年 3 月 15 日までに居住した人】</p> <p>○ 受贈者の住民票の写し (注) 新築又は取得をした住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用の家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限ります。</p>	□
	<p>【平成 25 年 3 月 15 日までに居住していない人】</p> <p>○ 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>○ 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	

○「非課税限度額」に関する事項

11	<p>【38 ページのチェックシート④-1の「11」の「はい」を○で囲んだ人のみチェックしてください。】</p> <p>【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 次に掲げるいずれかの書類 ① 住宅性能証明書 ② 建設住宅性能評価書の写し ③ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書 (注) ①及び②は、取得の場合は、その家屋の取得前 2 年以内又は取得の日以降にその証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。</p>	□
	<p>【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了に準ずる状態の場合】</p> <p>○ 新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	

平成 24 年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **①-2 増改築等用**

このチェックシートは、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「12」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
 なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 4 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたの、平成 24 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成 21 年分から平成 23 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。 <small>（注）平成 23 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある人は、その非課税限度額（1,000 万円）からその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。</small>	いいえ	は い

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人から住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
6	平成 25 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供する（供している）住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価又は工事の費用に充てましたか。 また、平成 25 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 <small>（注）「工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根を有し、建造物として認められる時以後の状態をいいます。</small>	は い	いいえ
7	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上 240 ㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は い	いいえ
8	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき 41 ページの「添付書類一覧①-2」の「No.8」に掲げる書類により証明されたものですか。	は い	いいえ
9	増改築等に係る工事に要した費用の額は 100 万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供される部分の工事に充てられていますか。	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 <small>（注）日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 b 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。</small>	は い	いいえ
11	既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 25 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	は い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

12	あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋（以下「省エネ等住宅」といいます。）であることにつき、41 ページの「添付書類一覧①-2」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものですか。 【非課税限度額は、「はい」を○で囲んだ人は 1,500 万円、「いいえ」を○で囲んだ人は 1,000 万円です。】	【非課税限度額】	
		は い ⇒	1,500 万円
		いいえ ⇒	1,000 万円

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ

受贈者の氏名：

平成 24 年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **A-2** **増改築等用**

この添付書類一覧は、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.」は、40 ページのチェックシートA-2の番号に対応しています）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1 ・ 2	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	<input type="checkbox"/>
3	○ 源泉徴収票 など平成 24 年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
4	平成 21 年分から平成 23 年分までの贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 (注) 添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	○ 住宅用の家屋に係る工事の請負契約書など増改築等 （その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。） をした相手方を明らかにする書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	<input type="checkbox"/>		
6 ・ 7	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 登記事項証明書 (注) 1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されている土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了に準ずる状態の場合】 ○ 増改築等に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し ○ 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限り） ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類 </td> </tr> </table>	【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 登記事項証明書 (注) 1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されている土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。	【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了に準ずる状態の場合】 ○ 増改築等に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し ○ 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限り） ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>
【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 登記事項証明書 (注) 1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されている土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。	【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了に準ずる状態の場合】 ○ 増改築等に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し ○ 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限り） ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類			
8	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 次に掲げるいずれかの書類 ① 確認済証の写し ② 検査済証の写し ③ 増改築等工事証明書 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了に準ずる状態の場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類 </td> </tr> </table>	【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 次に掲げる いずれか の書類 ① 確認済証の写し ② 検査済証の写し ③ 増改築等工事証明書	【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了に準ずる状態の場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>
【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 次に掲げる いずれか の書類 ① 確認済証の写し ② 検査済証の写し ③ 増改築等工事証明書	【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了に準ずる状態の場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類			
9	○ 増改築等に係る 工事の請負契約書 など(その増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又はその写し)	<input type="checkbox"/>		

○「受贈者の居住」に関する事項

10 ・ 11	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【平成 25 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の戸籍の附票の写しなど (注) 増改築等の工事後の住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、増改築等の工事前後にその増改築等をした家屋に居住している（居住していた）ことを明らかにする書類に限り。 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【平成 25 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ○ 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ○ 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類 </td> </tr> </table>	【平成 25 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の戸籍の附票の写し など (注) 増改築等の工事後の住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、増改築等の工事前後にその増改築等をした家屋に居住している（居住していた）ことを明らかにする書類に限り。	【平成 25 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ○ 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ○ 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>
【平成 25 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の戸籍の附票の写し など (注) 増改築等の工事後の住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、増改築等の工事前後にその増改築等をした家屋に居住している（居住していた）ことを明らかにする書類に限り。	【平成 25 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ○ 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ○ 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類			

○「非課税限度額」に関する事項

12	<p>【40 ページのチェックシートA-2の「12」の「はい」を○で囲んだ人のみチェックしてください。】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 次に掲げるいずれかの書類 ① 住宅性能証明書 ② 建設住宅性能評価書の写し ③ 増改築等工事証明書 (注) ③は、増改築等をした家屋が省エネ等住宅であるものにつき、証明されたものに限り。 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了に準ずる状態の場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類 </td> </tr> </table>	【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 次に掲げる いずれか の書類 ① 住宅性能証明書 ② 建設住宅性能評価書の写し ③ 増改築等工事証明書 (注) ③は、増改築等をした家屋が省エネ等住宅であるものにつき、証明されたものに限り。	【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了に準ずる状態の場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>
【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 次に掲げる いずれか の書類 ① 住宅性能証明書 ② 建設住宅性能評価書の写し ③ 増改築等工事証明書 (注) ③は、増改築等をした家屋が省エネ等住宅であるものにつき、証明されたものに限り。	【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了に準ずる状態の場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類			

平成 24 年分「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート ②-1 新築又は取得用

このチェックシートは、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてその特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成 4 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人から住宅用の家屋の新築又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
4	平成 25 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供する（供している）住宅用の家屋の新築又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価又は工事の費用に充てましたか。また、平成 25 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 (注) 「工事の完了に準ずる状態」とは、屋根を有し、建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
5	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は <u>50 m²以上</u> で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240 m ² 以下）がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
6	【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの (注) 耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして 43 ページの「添付書類一覧②-1」の「No.4・5・6」に掲げる書類により証明されたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

7	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 b 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。	はい	いいえ
8	既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 25 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	はい	いいえ

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ

受贈者の氏名：

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

平成 24 年分「相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧 **㊦-1 新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.1～8」は、42 ページのチェックシート㊦-1 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人であること	□
2		

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋に係る工事の請負契約書や売買契約書など新築又は取得 （その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。） をした相手方を明らかにする書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	□
4 5 6	<p>【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</p> <p>○ 登記事項証明書 (注) 1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されている土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。</p> <p>○ 耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し（取得した家屋が、42 ページのチェックシート㊦-1 の「6」の③のみに該当する場合に必要となります。） (注) その家屋の取得前 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限りします。</p>	□
	<p>【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了に準ずる状態の場合】</p> <p>○ 新築に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し</p> <p>○ 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限りします。）</p> <p>○ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	□

○「受贈者の居住」に関する事項

7 8	<p>【平成 25 年 3 月 15 日までに居住した人】</p> <p>○ 受贈者の住民票の写し (注) 新築又は取得をした住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用の家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限りします。</p>	□
	<p>【平成 25 年 3 月 15 日までに居住していない人】</p> <p>○ 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>○ 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	

◎ その他に必要な添付書類

9	○ 相続時精算課税選択届出書	□
10	○ 受贈者の戸籍の附票の写し などで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類	□
11	○ 贈与者の住民票の写し などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類	□
12	○ 贈与者の戸籍の附票の写し などで贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、贈与者の戸籍の附票の写しなどを提出する必要はありません。	□

平成 24 年分「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート **②-2 増改築等用**

このチェックシートは、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてその特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成 4 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人から住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
4	平成 25 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供する（供している）住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価又は工事の費用に充てましたか。 また、平成 25 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根を有し、建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
5	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は <u>50 m²以上</u> で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240 m ² 以下）がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
6	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき 45 ページの「添付書類一覧②-2」の「No.6」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
7	増改築等に係る工事に要した費用の額は 100 万円以上ですか。 また、増改築等に係る工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供される部分の工事に充てられていますか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 b 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。	はい	いいえ
9	既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 25 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	はい	いいえ

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ

受贈者の氏名：

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

平成 24 年分「相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧 ②-2 増改築等用

この添付書類一覧は、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.1～9」は、44 ページのチェックシート②-2 の番号に対応しています）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○ 「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類	<input type="checkbox"/>
2	① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人であること	

○ 「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋に係る工事の請負契約書など増改築等 （その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。） をした相手方を明らかにする書類 （注） 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	<input type="checkbox"/>
4・5	<p>【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 登記事項証明書 （注）1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されている土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p>【平成 25 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>次に掲げるいずれかの書類 ① 確認済証の写し ② 検査済証の写し ③ 増改築等工事証明書</p>	
7	○ 増改築等に係る 工事の請負契約書 など（その増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又はその写し）	<input type="checkbox"/>

○ 「受贈者の居住」に関する事項

8・9	<p>【平成 25 年 3 月 15 日までに居住した人】</p> <p>○ 受贈者の戸籍の附票の写しなど （注） 増改築等の工事後の住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、増改築等の工事前後にその増改築等をした家屋に居住している（居住していた）ことを明らかにする書類に限ります。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>【平成 25 年 3 月 15 日までに居住していない人】</p> <p>○ 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ○ 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	

◎ その他に必要な添付書類

10	○ 相続時精算課税選択届出書	<input type="checkbox"/>
11	○ 受贈者の戸籍の附票の写し などで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類（上記「No.8・9」に掲げる書類により証されている場合は、重ねて提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
12	○ 贈与者の住民票の写し などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類	<input type="checkbox"/>
13	○ 贈与者の戸籍の附票の写し などで贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類 （注） 贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、贈与者の戸籍の附票の写しなどを提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

平成 24 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート ㉞-1 新築又は取得用

このチェックシートは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による住宅取得等資金の非課税（以下「震災に係る住宅取得等資金の非課税」といいます。）の適用に当たっての震災特例法固有のチェック項目を示したものです。

38 ページの「平成 24 年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉞-1」（以下「チェックシート㉞-1」といいます。）の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人に対するチェック項目についての回答欄の左側のみに○があり（「4、7、11」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「7」のチェック項目は除きます。）には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者等」に関する事項

1	<p>あなたの居住の用に供していた又は居住の用に供しようとしていた家屋は、次のいずれかに該当しますか。</p> <p>① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）していること。</p> <p>② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していること（①に該当する人を除きます。）。</p> <p>※ 上記①又は②の家屋について、次の欄に必要事項を記載してください（該当しない箇所は空欄のままです。）。</p> <p>〔家屋の所在地：〕 〔損壊の程度：〕 〔居住の用に供した日：平成 年 月 日 又は 居住の用に供しようとしていた日：平成 年 月 日〕</p> <p>（注）「家屋」は、工事の完了に準ずる状態（「チェックシート㉞-1」の「6」の（注）参照）にあるものを含み、自己所有（持ち家）か他人所有（賃貸等）かを問いません。</p>	はい	いいえ
2	<p>【上記 1 の①に該当する人のみ記入してください。】</p> <p>あなたが贈与を受けたのは、平成 24 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間ですか。</p>	はい	いいえ
3	<p>【上記 1 の②に該当する人のみ記入してください。】</p> <p>あなたが贈与を受けたのは、警戒区域設定指示等が行われた日から警戒区域設定指示等の解除された日以後 3 か月を経過する日までの間ですか。</p>	はい	いいえ
4	<p>あなたは、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか又は受けますか。</p>	いいえ	はい
5	<p>【平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人のみ記入してください。】</p> <p>適用を受けた「住宅取得等資金の非課税」の適用対象となった家屋は、次のいずれかに該当しますか。</p> <p>① 適用対象となった家屋が、東日本大震災により滅失したことによって居住の用に供することができなくなったこと</p> <p>② 適用対象となった家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによって平成 23 年 12 月 31 日（平成 23 年 1 月 1 日から同年 3 月 10 日までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた人は、平成 24 年 12 月 31 日）までに居住の用に供することができなくなったこと</p> <p>※ 適用を受けた家屋について、次の欄に必要事項を記載してください。</p> <p>〔家屋の所在地：〕 〔申告した税務署名： 税務署〕</p>	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項（「チェックシート㉞-1」の「7」に替わる要件）

6	<p>新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。</p>	はい	いいえ
---	--	----	-----

○「非課税限度額」に関する事項（「チェックシート㉞-1」の「11」に替わる要件）

7	<p>あなたは、平成 24 年分の贈与税の申告で初めて「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けますか。</p> <p>（注）1 「はい」を○で囲んだ人は、「チェックシート㉞-1」の「11」で非課税限度額のチェックをしてください。</p> <p>2 「いいえ」を○で囲んだ人の非課税限度額の計算は以下のとおりです。</p> <p>〔平成 23 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた金額の合計額：① 円〕 〔(1,000 万円-①の金額) = 平成 24 年分の非課税限度額： 円〕</p>	はい	いいえ
---	--	----	-----

平成 年 月 日 ㉞ガナ
受贈者の住所： 受贈者の氏名：

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

平成 24 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **㉔-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための**震災特例法固有の添付書類等**を確認する際に使用してください（「No.1、4・5・7」は、46 ページの「平成 24 年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-1」の番号に対応しています。）。

また、申告に際しては、下記の震災特例法固有の添付書類等に加え、39 ページの「平成 24 年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧(A-1)」の「No.1~11」に掲げる書類を提出する必要があります。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者等」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	<p>次の区分に応じたそれぞれに掲げる書類</p> <p>① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）している人</p> <p>イ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで住宅用の家屋が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの</p> <p>ロ その住宅用の家屋が滅失をした日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの</p> <p>ハ その他参考となるべき事項を記載した書類</p> <p>② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在している人（①に該当する人を除きます。）</p> <p>イ 警戒区域設定指示等が行われた日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの</p> <p>ロ その他参考となるべき事項を記載した書類</p>	□
4 ・ 5 ・ 7	<p>平成 22 年分以降の贈与税の申告書の控えなどで確認してください。</p> <p>(注) 添付書類として提出する必要はありません。</p>	□

平成 24 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **㉔-2 増改築等用**

このチェックシートは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による住宅取得等資金の非課税（以下「震災に係る住宅取得等資金の非課税」といいます。）の適用に当たっての**震災特例法固有のチェック項目**を示したものです。

40 ページの「平成 24 年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」（以下「チェックシート㉔-2」といいます。）の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人に対するチェック項目についての回答欄の左側のみに○があり（「4、7、12」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「7」のチェック項目は除きます。）には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者等」に関する事項

1	あなたの居住の用に供していた又は居住の用に供しようとしていた家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）していること。 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していること（①に該当する人を除きます。）。 ※ 上記①又は②の家屋について、次の欄に必要事項を記載してください（該当しない箇所は空欄のままです。）。 [家屋の所在地：] [損壊の程度：] [居住の用に供した日：平成 年 月 日 又は 居住の用に供しようとしていた日：平成 年 月 日] (注) 「家屋」は、工事の完了に準ずる状態（「チェックシート㉔-2」の「6」の(注)参照)にあるものを含み、自己所有（持ち家）か他人所有（賃貸等）かを問いません。	はい	いいえ
2	【上記1の①に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、平成24年1月1日から同年12月31日までの間ですか。	はい	いいえ
3	【上記1の②に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、警戒区域設定指示等が行われた日から警戒区域設定指示等の解除された日以後3か月を経過する日までの間ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成23年3月11日から平成24年12月31日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか又は受けますか。	いいえ	はい
5	【平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人のみ記入してください。】 適用を受けた「住宅取得等資金の非課税」の適用対象となった家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 適用対象となった家屋が、東日本大震災により滅失したことによって居住の用に供することができなくなったこと ② 適用対象となった家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによって平成23年12月31日（平成23年1月1日から同年3月10日までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた人は、平成24年12月31日）までに居住の用に供することができなくなったこと ※ 適用を受けた家屋について、次の欄に必要事項を記載してください。 [家屋の所在地：] [申告した税務署名： 税務署]	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項（「チェックシート㉔-2」の「7」に替わる要件）

6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものです。	はい	いいえ
---	---	----	-----

○「非課税限度額」に関する事項（「チェックシート㉔-2」の「12」に替わる要件）

7	あなたは、平成24年分の贈与税の申告で初めて「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けますか。 (注)1 「はい」を○で囲んだ人は、「チェックシート㉔-2」の「12」で非課税限度額のチェックをしてください。 2 「いいえ」を○で囲んだ人の非課税限度額の計算は以下のとおりです。 [平成23年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた金額の合計額：① 円] [(1,000万円-①の金額) =平成24年分の非課税限度額： 円]	はい	いいえ
---	--	----	-----

平成 年 月 日
 受贈者の住所： _____ 贈与者の氏名： _____

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

平成 24 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **㉔-2** **増改築等用**

この添付書類一覧は、平成 24 年中に贈与を受けた金銭に対して、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための**震災特例法固有の添付書類等**を確認する際に使用してください（「No.1、4・5・7」は、48 ページの「平成 24 年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」の番号に対応しています。）。

また、申告に際しては、下記の震災特例法固有の添付書類等に加え、41 ページの「平成 24 年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧(A-2)」の「No.1~12」に掲げる書類を提出する必要があります。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者等」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	<p>次の区分に応じたそれぞれに掲げる書類</p> <p>① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）している人</p> <p>イ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで住宅用の家屋が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの</p> <p>ロ その住宅用の家屋が滅失をした日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの</p> <p>ハ その他参考となるべき事項を記載した書類</p> <p>② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在している人（①に該当する人を除きます。）</p> <p>イ 警戒区域設定指示等が行われた日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの</p> <p>ロ その他参考となるべき事項を記載した書類</p>	□
4 ・ 5 ・ 7	<p>平成 22 年分以降の贈与税の申告書の控えなどで確認してください。</p> <p>(注) 添付書類として提出する必要はありません。</p>	□

【事例6】農地等についての納税猶予の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、父から、父が農業の用に供していた田及び畑、加えて現金300万円の贈与を受けました。私は、従来から農業を営んでおり、今後も引き続き農業経営をする予定です。農地等についての納税猶予の特例（注）の適用を受けます。
 （注）特例の概要については、65ページを参照してください。

長野 税務署長 平成24年分贈与税の申告書 FD4723
 平成25年2月11日提出

提出用 提出期限 申告書提出用

〒XXXX-XXXX (電話 XXX-XXX-XXXX)
 住所 長野市〇〇町××番地
 フリガナ カズシユンサブロー
 氏名 関信三郎
 生年月日 333年05月03日 職業 農業

税務署整理欄 (記入しないでください)
 整理番号 名簿
 申告書提出年月日 財産 事実
 災害等延長期限 細目 処理
 出国年月日 コード 訂正
 死亡年月日 関与区分 修正

第一表 (平成22年分以降用) (単位は円)

取得した財産の明細	財産を取得した年月日	
	種別	場所等
土地 田 自用地 (措置法第70条の4第1項適用分) (別添計算書のとおり)	平成24年08月24日	9181250
土地 畑 自用地 (同上)	平成24年08月24日	6019200
現金 預貯金等 現金 長野市〇〇町××番地	平成24年08月24日	3000000

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日
 住所 長野市〇〇町××番地 土地 田 自用地 平成24年08月24日
 別冊 氏名 関信太郎 父 (措置法第70条の4第1項適用分) 9181250
 生年月日 明・大・昭・平 5年6月28日 (別添計算書のとおり)
 住所 " 土地 畑 自用地 平成24年08月24日
 別冊 氏名 " " (同上) 6019200
 生年月日 明・大・昭・平 〇年 月 日
 住所 " 現金 預貯金等 現金 平成24年08月24日
 別冊 氏名 " " 長野市〇〇町××番地 3000000
 生年月日 明・大・昭・平 〇年 月 日

財産の価額の合計額 (課税価格) ① 18200450
 配偶者控除額 (右の事実に該当する場合には、..... 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) ②
 基礎控除額 ③ 1100000
 ②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】 ④ 17100000
 ④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。) ⑤ 6300000
 外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) ⑥
 差引税額 (⑤-⑥) ⑦ 6300000

相続時精算課税分 (「暦年課税」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑩の金額の合計額) ⑧
 特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額) ⑨

課税価格の合計額 (①+⑧) ⑩ 18200450
 差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】 ⑪ 6300000
 農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額) ⑫ 6110000
 株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(別表)」の2の②の金額) ⑬
 申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬) ⑭ 1900000

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑭) ⑮
 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑮) ⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号 ⑰
 税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有
 通信日付印 確認者 ⑱

(資5-10-1-1-A4統一) (平24.10)

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等については、「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の「納税猶予の適用を受ける農地等の明細」欄にその明細を記入し、この「所在場所等」欄には「(措置法第70条の4第1項適用分別添計算書のとおり)」と記入します。

「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑥(51ページ参照)に転記します。

「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨(51ページ参照)から転記します。

事例6

農地等の所在場所を登記事項証明書等の表示に従って、地番まで記入します。

「面積」欄には、田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの面積を記入します。
 なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、「合計」欄には、それらの合計面積を記入します。
 「固定資産税評価額」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、固定資産税評価額を記入します。

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

提出用

贈与者の氏名 関信太郎 受贈者の氏名 関信三郎
 生年月日(明・大・昭・平) 5年6月28日

私(受贈者)は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定により農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

○農地等の明細についてはこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細				面積	単価	評価額
田・畑 採草放牧地 準農地の別	地上権、永小作権、 使用貸借による権利、 賃借権(耕作権)の場合の その別	所在場所	固定資産税 評価額			
田		長野市00町 101番	1,012 126,500円	13 円倍	1,644,500円	
〃		〃 102番	1,012 126,500	13	1,644,500	
〃		〃 103番	1,012 126,500	13	1,644,500	
〃		〃 104番	744 93,000	13	1,209,000	
〃		〃 105番	858 107,250	13	1,394,250	
〃		〃 106番	1,012 126,500	13	1,644,500	
(計)			(5,650)		(9,181,250)	
畑		長野市00町 201番	1,058 69,828	19	1,326,732	
〃		〃 202番	1,058 69,828	19	1,326,732	
〃		〃 203番	1,042 68,772	19	1,306,668	
〃		〃 204番	1,642 108,372	19	2,959,068	
(計)			(4,800)		(6,019,200)	
合計			10,450 m ²		15,200,450	

II 納税猶予税額の計算			
農地等以外の財産に対する贈与税額の計算		差引税額の合計額 (申告書第一表の⑩の金額)	⑥ 6,300.00円
農地等以外の財産の評価額 (申告書第一表 上欄の(A)の①の金額)	① 3,000,000円	相続時精算課税の 差引税額の合計額 (申告書第一表の⑨の金額)	⑦
配偶者控除額 (申告書第一表の②の金額)	②	農地等以外の財産に 対する贈与税額(⑤+⑦) (100円未満の端数は切り捨てます。 また、この金額が100円未満の ときは、その金額を切り捨てます。)	⑧ 190.00
基礎控除額	③ 1,100,000	④に対する税額 (申告書第一表(控除)の裏面の速算表を使って計算します。)	⑤ 190,000
農地等以外の課税価格 (①-②-③) (1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	④ 1,900,000	納税猶予税額 (⑥-⑧)	⑨ 6,110,000

(平成22年分以降用)

「倍数」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、その固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
 「単価」欄には、固定資産税評価額を基として評価することになっていない農地等について、その1平方メートル当たりの価額を記入します。

田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの価額を記入します。
 なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、④の「合計」欄にそれらの合計額を記入します。

申告書第一表の⑫
(50ページ参照)
に転記します。

申告書第一表の⑪
(50ページ参照)
から転記します。

平成 24 年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所	長野市〇〇町××番地	氏名	関信三郎
----	------------	----	------

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の口の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありませんが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は口の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ ($③ \times \frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ ($③ \times \frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

上記の事実と相違ありません。

平成 25 年 2 月 8 日

農地等の贈与者

住所 長野市〇〇町××番地 氏名 関信太郎 

(平成21年分以降用)

平成23年12月31日以前の農地等の贈与の状況について、該当する区分に応じて口の中に✓印を記入します。

今回の贈与以前に「採草放牧地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

今回の贈与以前に「準農地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

農地等についての納税猶予の特例の添付書類

この農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類													
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける農地等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」（51 ページ参照）に必要な事項を記載してください。）												
2	農地等の贈与者及び受贈者がこの特例の適用を受ける要件に該当している旨の 農業委員会の証明書												
3	受贈者が贈与者の推定相続人であることを証する書類（例えば、 戸籍の抄本 など）												
4	農地等のうちに平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在する農地又は採草放牧地がある場合には、その農地又は採草放牧地が都市営農農地等である旨又は市街化区域以外の区域に所在するものである旨の 市長（区長）の証明書												
5	準農地についてこの特例の適用を受ける場合には、その土地が準農地に該当する旨の 市町村長の証明書												
6	担保として提供しようとする財産の明細書その他担保の提供に関する書類												
7	贈与の事実を証する書類（例えば、贈与契約書など）												
8	<p>贈与者が租税特別措置法施行令第40条の6第1項に規定する個人に該当する旨を明らかにする贈与者の書類で次に掲げる事項の記載のあるもの（「平成 年分 農地等の贈与に関する確認書」（52 ページ参照）など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 贈与者が今回の贈与の前年以前にその農業の用に供していた農地をその者の推定相続人に対し相続時精算課税の適用に係る贈与をしていないこと。 ② 今回の贈与の年中に今回の贈与以外の贈与により、農地及び採草放牧地並びに準農地を贈与していないこと。 ③ 次に掲げる採草放牧地及び準農地の面積 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; width: 5%; padding: 2px;">A</td> <td style="padding: 2px;">贈与者が今回贈与をした採草放牧地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">B</td> <td style="padding: 2px;">贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td> <td style="padding: 2px;">今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">D</td> <td style="padding: 2px;">贈与者が今回贈与をした準農地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">E</td> <td style="padding: 2px;">贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">F</td> <td style="padding: 2px;">今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ④ Aの面積が、Bの面積及びCの面積の合計の3分の2以上となること。 ⑤ Dの面積が、Eの面積及びFの面積の合計の3分の2以上となること。 	A	贈与者が今回贈与をした採草放牧地	B	贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地	C	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの	D	贈与者が今回贈与をした準農地	E	贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地	F	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの
A	贈与者が今回贈与をした採草放牧地												
B	贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地												
C	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの												
D	贈与者が今回贈与をした準農地												
E	贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地												
F	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの												

【事例7】非上場株式等についての納税猶予の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、父から、非上場株式である甲株式会社の株式 50,000 株と現金 500 万円の贈与を受けました。私は、贈与を受けた株式について、非上場株式等についての納税猶予の特例（注）の適用を受けます。

（注） 特例の概要については、68 ページを参照してください。

高松 税務署長 平成 24 年分贈与税の申告書

FD 4 7 2 3

提出用

住所 〒XXX-XXXX(電話 XXX-XXX-XXXX) 高松市〇〇XX丁目X番X号	税務署整理欄 (記入しないでください)
フリガナ タカマツ ジロウ	整理番号
氏名 高松 次郎	申告書提出年月日
生年月日 3 5 7 年 1 1 月 2 1 日	災害等延長期限
職業 会社役員	出国年月日
	死亡年月日

第一表 (平成22年分以降用)

取得した財産の明細	財産を取得した年月日	
	種別	数量
株式 甲株式会社 50000株	1400	平成24年11月21日
現金		平成24年11月21日
現金		平成 年 月 日
財産の価額の合計額 (課税価格)	①	75000000
配偶者控除額	②	
基礎控除額	③	11000000
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③)	④	73900000
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)	⑤	34700000
外国税額の控除額	⑥	
差引税額 (⑤-⑥)	⑦	34700000
特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧	
特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨	
課税価格の合計額 (①+⑧)	⑩	75000000
差引税額の合計額 (納付すべき税額) (⑦+⑨)	⑪	34700000
農地等納税猶予税額	⑫	
株式等納税猶予税額	⑬	18200000
申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬)	⑭	16500000
この申告書が修正申告書である場合	⑮	
	⑯	

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」の「3 株式等納税猶予税額の計算」の④ (55 ページ参照) から転記します。

事例7

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

経営承継受贈者の氏名		高松次郎		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)		高松一夫	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。							
1 特例受贈非上場株式等に係る会社							
① 会社名	甲株式会社			⑦ 贈与の時に経営承継受贈者の役職名	代表取締役		
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	XXXXXXXX(高松 署)			⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成15年4月1日		
③ 事業種目	金属加工機械製造業			⑨ 経済産業大臣の認定の状況	設定年月日	平成24年12月14日	
④ 贈与の時に資本金の額	25,000,000 円			認定番号	XXXX		
⑤ 贈与の時に資本準備金の額	5,000,000 円			⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無	
⑥ 贈与の時に従業員数	20 人						
2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細							
受贈年月日	① 贈与の時に発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a) (①×2/3) <small>(1株・口・円未満の種数切上げ)</small>	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)		
24.11.21	60,000 株・口・円	40,000 株・口・円	50,000 株・口・円	10,000 株・口・円	50,000 株・口・円		
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額）		⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等		⑧ 1株（口・円）当たりの価額 (裏面の「3(3)」参照)	⑨ 価額 (⑦×⑧)		
(i) a>b+c の場合 ⇒ b ※ b>d の場合は、特例適用不可 (e) a≤b+c の場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c) > d の場合及び (a-c) が赤字の場合は、特例適用不可		30,000 株・口・円		1,400 円	A 42,000,000 円		
3 株式等納税猶予税額の計算							
① 上記2の⑨欄「A」の価額		② 基礎控除額		③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)		④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)	
42,000,000 円		1,100,000 円		40,900 ,000 円		18,200,000 円	
4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第9号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「5(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額 円	出資者・贈与者の氏名・名称
・							
・							
・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)						%	
上記の明細の内容に相違ありません。							
平成 年 月 日							
所在地							
会社名							
代表者氏名							
印							
※ 税務署整理欄 法人管轄番号 - 入力 確認							

(平成23年6月30日以降用)

贈与により取得した株式等のうち、納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等を⑥欄の株式等の数等を限度として記入します。

申告書第一表の⑬(54ページ参照)に転記します。

※印欄には記入しない。

○ 非上場株式等についての納税猶予の特例（暦年課税）の適用を受ける場合には、「(平成23年6月30日以降用)非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（暦年課税）のチェックシート」（56ページ参照）で適用要件及び添付書類をご確認ください。
 なお、このチェックシートは申告書を提出する際に併せて提出してください。

(平成23年6月30日以降用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(暦年課税)のチェックシート(2面)

- 注1 贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数を含みます。
- 4 特例受贈非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7第1項に規定する株式等をいいます。
- 5 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。
- 6 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。
- 7 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第8項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限りです。
- 8 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に規定する会社をいいます。
- 9 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8第9項第1号に規定する総収入金額をいいます。
- この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の登記事項証明書(贈与の日の属する年の翌年1月1日以降に作成されたものに限りです。)	<input type="checkbox"/>
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限りです。)	<input type="checkbox"/>
3	贈与の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	<input type="checkbox"/>
4	戸籍謄本又は抄本など、後継者(受贈者)が贈与の日において贈与者の親族に該当することを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
5	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第2項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
6	贈与の時における会社の従業員数証明書(円滑化法施行規則第1条第6項に規定する証明書をいいます。)	<input type="checkbox"/>
7	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書	<input type="checkbox"/>

非上場株式等についての納税猶予の特例の添付書類

この非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」（55 ページ参照）、57 ページの表に掲げる書類及び担保として提供しようとする財産の明細書その他担保の提供に関する書類を添付して提出しなければなりません。